

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備外制御盤補修工事

2 契約の相手方

(株) 大同電機製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備制御盤、次亜塩素酸ナトリウム注入設備制御盤及び汚水溜排水ポンプ設備制御盤の補修を行い、機能回復を図るものです。

次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備制御盤及び次亜塩素酸ナトリウム注入設備制御盤は、管理設備を介し、薬品注入の制御に使用され、汚水溜排水ポンプ設備制御盤は、各所より流入する汚水を排水する制御に使用されています。

当該制御盤は、(株) 大同電機製作所が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本工事を専門の知識と技術を有しない他の業者が実施し、次亜塩素酸ナトリウム注入設備などの不具合により、残留塩素の管理に支障が生じた場合、その原因が製造者の問題であるのか、本工事を行ったことによるものなのか原因特定が困難になり、その責任の所在が不明確になる恐れがあります。

以上のことから、上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者です。よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場薬液ポンプ制御盤補修工事

2 契約の相手方

(株) 大同電機製作所

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場に設置している薬液ポンプ制御盤の補修を行い、機能維持を図るものです。

当該制御盤は、(株) 大同電機製作所が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、薬液ポンプ制御盤は、管理設備を介し、薬品受入・貯蔵・揚液の制御に使用されています。

本工事を専門の知識と技術を有しない他の業者が実施し、薬液ポンプ設備などの不具合により、薬品注入の管理に支障が生じた場合、その原因が製造者の問題なのか、本工事を行ったことによるものなのか原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあります。

以上のことから、上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)